

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湖西市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを強く認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために安全管路措置の見直しの徹底等適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

静岡県湖西市長

## 公表日

令和4年5月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、償却資産申告者が提出する申告書を收受・保管し、申告書の内容に基づき固定資産税の賦課を行う。 地方税法に基づき、固定資産税の減免申請者が提出する申請書を收受・保管し、申請書の内容に基づき固定資産税の税額変更を行う。
③システムの名称	1. 審査システム(eLTAX) 2. 中間サーバ 3. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 償却資産申告書 2. eLTAX償却資産申告書 3. 減免申請書	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 16の項 ・番号法第19条第8号 別表第二 27の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第1項第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県湖西市総務部税務課 431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-1217
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県湖西市総務部税務課 431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 053-576-1217

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月07日	評価書名	固定資産税に関する事務 基礎項目評価	償却資産申告に関する事務 基礎項目評価	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成29年12月07日	個人プライバシー等の権利利益の保護の宣言	固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	湖西市は、償却資産申告に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを強く認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために安全管理措置の見直しに徹底等適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成29年12月07日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	固定資産税に関する事務	償却資産申告に関する事務	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成29年12月07日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	固定資産税賦課対象者の把握を行っている。納税義務者における固定資産所有物の確認を行う。	地方税法に基づき、償却資産申告者(以下「申告者」という)が提出する申告書を受受・保管し、申告書の内容に基づき固定資産税の賦課を行う。	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成29年12月07日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム	審査システム(eLTAX)	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成29年12月07日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル	1. 償却資産申告書 2. eLTAX償却資産申告書	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成29年12月07日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 山本 光紀	税務課長 寺本 賢介	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成29年12月07日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成30年05月14日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成31年04月26日	表紙 評価書名	償却資産申告に関する事務 基礎項目評価	固定資産税に関する事務 基礎項目評価	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成31年04月26日	表紙 宣言	湖西市は、償却資産申告に関する事務における…(以下省略)	湖西市は、固定資産税に関する事務における…(以下省略)	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成31年04月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	償却資産申告に関する事務	固定資産税に関する事務	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成31年04月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		<以下の文言を追加> 地方税法に基づき、固定資産税の減免申請者(以下「申請者」という)が提出する申請書を受受・保管し、申請書の内容に基づき固定資産税の税額変更を行う。	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成31年04月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		<以下の情報を追加> 中間サーバ、団体内統合宛名システム	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成31年04月26日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名		<以下の文言を追加> 3. 減免申請書	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成31年04月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び 別表第1項番16 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・番号法第9条第1項及び 別表第1項番16及び 別表第2項番27 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第1項第5号	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成31年04月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第27号 番号法第19条第7項 別表第二 第28号	番号法第19条第1項第7号(特定個人情報の提供の制限)及び 別表第2項番27	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
平成31年04月26日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 寺本賢介	税務課長	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
令和2年4月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法に基づき、償却資産申告者(以下「申告者」という)が提出する申告書を受受・保管し、申告書の内容に基づき固定資産税の賦課を行う。 地方税法に基づき、固定資産税の減免申請者(以下「申請者」という)が提出する申請書を受受・保管し、申請書の内容に基づき固定資産税の税額変更を行う。	地方税法に基づき、償却資産申告者が提出する申告書を受受・保管し、申告書の内容に基づき固定資産税の賦課を行う。 地方税法に基づき、固定資産税の減免申請者が提出する申請書を受受・保管し、申請書の内容に基づき固定資産税の税額変更を行う。	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
令和2年4月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いくつかの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
令和2年4月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いくつかの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
令和2年4月30日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手)	[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手)	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため
令和2年4月30日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> ]	[ 十分である ]	事後	安全管理措置の見直し後に評価を実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	公表日		令和4年5月31日	事後	再評価を実施したため
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び 別表第1項番16及び 別表第2項番27 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第1項第5号	・番号法第9条第1項 別表第一 16の項 ・番号法第19条第8号 別表第二 27の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第1項第6号	事後	再評価を実施したため
令和4年3月10日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号(特定個人情報の提供の制限)及び 別表第2項番27	番号法第19条第8号 別表第二 27の項	事後	再評価を実施したため
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	再評価を実施したため
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	再評価を実施したため